

支える手 寄り添う心 あなたから

～警察が行っている犯罪被害者支援活動～

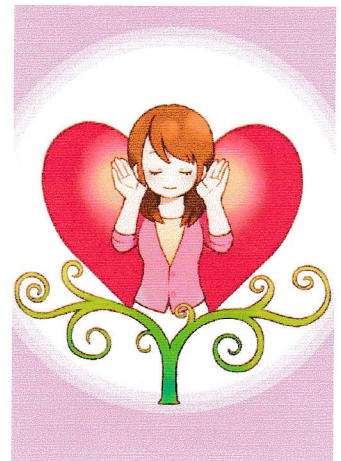
警察では、被害者の安全確保や精神的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等の立場に立った各種支援活動を行っています。

◆ 被害者支援員・連絡制度

犯罪被害者への連絡をより確実に行い、被害者からの問い合わせに適切に対応できるよう、各警察署に被害者支援員を指定するなどの被害者連絡制度を整備しています。

◆ 被害者相談・カウンセリング等

警察本部の被害者支援カウンセラー（臨床心理士）が、プライバシーの保護に配慮しながらカウンセリングを行っています。



<イラスト>

山形デザイン専門学校 菅原 椿

◆ 公費負担制度

犯罪被害者の経済的負担軽減のため、様々な公費負担制度があります。

- 性犯罪被害に遭われた方の初診料（緊急避妊・性感染症検査費用等を含む）や診断書料、中絶費用
- 一時保護施設借上げ経費
- 司法解剖後の遺体搬送費、検案書料 など

◆ 犯罪被害給付制度

殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病又は障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするもので、次の3種類があります。

「遺族給付金」・「重傷病給付金」・「障害給付金」

いずれも一時金として支給され、損害を一部補填する見舞金的な性格のものです。

◆ 山形県犯罪被害者等生活資金貸付制度

国が支給する「犯罪被害者等給付金」により返済していただくことを条件に、山形県警察が無利子で貸付けを行う「つなぎ融資」の制度です。

◆ 山形県犯罪被害者等支援条例

山形県では、犯罪等の被害に遭われた方を社会全体で支援していくため、条例を制定するとともに、支援の具体的な取り組みを示した「山形県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

◆ 命の大切さを学ぶ教室

山形県では、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりのために、被害に遭われた方やその御遺族を講師として、主に中学、高校生を対象とした講演会を実施しています。